

## 地域連携保全活動の促進に関する基本方針の検討について

### 1. 地域連携保全活動基本方針の位置付け

地域連携保全活動基本方針は、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進するに当たり、我が国全体の目指すべき方向性や配慮すべき点を示すものであるとともに、市町村は、同基本方針に基づき「地域連携保全活動計画」を作成することとなるなど、生物多様性保全活動促進法を実効あらしめる重要な方針となる。

○生物多様性保全活動促進法（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「地域連携保全活動」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であつて、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

（地域連携保全活動基本方針）

第三条 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

二 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

三 次条第一項の地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

五 前各号に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項

3 地域連携保全活動基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項の生物多様性国家戦略との調和が保たれたものでなければならない。

4 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、地域連携保全活動の促進に関する基本方針を定めることができる。

2 主務大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた地域連携保全活動の促進に関する基本方針は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により定められた地域連携保全活動基本方針とみなす。

## 2. 地域連携保全活動基本方針の検討方針

### (1) 検討方法

#### 1) 検討会の設置

地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）の検討に当たっては、有識者、専門家、地方公共団体、関係団体等を委員とする検討会を設置し、検討会による議論を踏まえることとする。

#### 2) 意見交換会の開催

検討会のほか、全国9箇所\*において、地域の関係者（地方公共団体、NPO等）から意見を聴くための意見交換会を開催し、地域連携保全活動基本方針には、その結果を反映させるものとする。検討委員にも、各地の意見交換会に出席いただく。

表 意見交換会の開催概要

日時	開催地	会場	出席委員 (予定)
1/26 (水) 14:00～16:00	那覇	奥武山総合運動公園武道館 2階研修室	竹田委員
1/28 (金) 10:00～12:00	熊本	ホテル熊本テルサ 2階 中会議室ひばり	一ノ瀬委員 開発委員
2/2 (水) 14:00～16:00	札幌	かでの 2.7 (北海道立道民活動センター) 7階 720会議室	下村委員 高橋委員
2/4 (金) 10:00～12:00	仙台	フォレスト仙台 2階 第1フォレストホール	進士委員 高橋委員
2/8 (火) 14:00～16:00	大阪	大阪府立男女共同参画・青少年センター 5階 視聴覚スタジオ	森本委員 石原委員
2/9 (水) 14:00～16:00	名古屋	名古屋プライムセントラルタワー 13階 第1会議室	一ノ瀬委員 土屋委員
2/14 (月) 10:00～12:00	東京	新宿御苑インフォメーションセンター 2階 レクチャールーム	下村委員 開発委員
2/28 (月) 14:00～16:00	高松	サンポートホール高松 ホール棟6階 61会議室	竹田委員 浜本委員
3/1 (火) 14:00～16:00	岡山	岡山国際交流センター 2階 国際会議場	竹田委員 浜本委員

#### 3) 意見募集（パブリックコメント）の実施

検討会及び意見交換会の結果等を踏まえ検討した地域連携保全活動基本方針の素案について、広く国民から意見を聴くための意見募集を行う。

## (2) 検討スケジュール

平成 23 年秋の生物多様性保全活動促進法の施行に向け、平成 23 年 7 月頃の地域連携保全活動基本方針の策定・公表を目指し、検討を進める。

### 地域連携保全活動基本方針の検討スケジュール（予定）

平成 22 年 12 月	生物多様性保全活動促進法の公布 (地域連携保全活動基本方針の策定に係る規定の施行)
平成 23 年 1 月 19 日	第 1 回検討会 (論点整理)
1 月 26 日	意見交換会 (那覇)
1 月 28 日	意見交換会 (熊本)
2 月 2 日	意見交換会 (札幌)
2 月 4 日	意見交換会 (仙台)
2 月 8 日	意見交換会 (大阪)
2 月 9 日	意見交換会 (名古屋)
2 月 14 日	意見交換会 (東京)
2 月 17 日	第 2 回検討会 (地域連携保全活動基本方針骨子案)
2 月 28 日	意見交換会 (高松)
3 月 1 日	意見交換会 (岡山)
3 月 22 日	第 3 回検討会 (地域連携保全活動基本方針素案)
4 ~ 5 月	意見募集・各種調整
6 月頃	第 4 回検討会 (とりまとめ)
7 月頃	地域連携保全活動基本方針の策定・公表
平成 23 年 秋	生物多様性保全活動促進法の施行

### 3. 地域連携保全活動基本方針に盛り込むべきと考えられる内容（案）

地域連携保全活動基本方針を検討するに当たり、生物多様性保全活動促進法に定められた事項ごとに、盛り込むべきと考えられる内容（案）を整理した。

#### （1）地域連携保全活動の促進の意義に関する事項（法第3条第2項第1号関係）

- 地域の生物多様性を取り巻く状況
    - ・地域の生物多様性の危機
    - ・地域連携保全活動の状況（現状や課題等）
  - 我が国の生物多様性の保全上、地域連携保全活動を促進することの重要性
  - 地域連携保全活動の促進の方向性
    - ・地域の多様な主体の連携のあり方
    - ・地域の自然的社会的状況に応じて行われることの重要性
    - ・科学的知見に基づいて、順応的に行われることの重要性
- 等

#### （2）地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項（法第3条第2項第2号関係）

- 地域連携保全活動を促進するための各主体（国、地方公共団体、NGO/NPO、地域住民、企業等）の役割
  - 地域連携保全活動を促進するための施策
    - ・国の施策（生物多様性国家戦略等に基づく施策）
    - ・地方公共団体の施策
- 等

#### （3）地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項（法第3条第2項第3号関係）

- <地域連携保全活動計画の内容>
- 区域
    - ・地域の自然的社会的状況に応じた、適正な区域設定の必要性
    - ・周辺区域との関係の整理
  - 目標
    - ・地域の自然的社会的状況に応じた、適正な目標設定の必要性
    - ・具体的な目標を設定することが望ましいこと
  - 計画に盛り込む活動
    - ・地域連携保全活動の対象（どのような活動が望ましいか）
    - ・地域連携保全活動の実施主体
    - ・実施場所、実施時期及び実施方法は、具体的に記載すること
  - 国や都道府県との連携
    - ・国や都道府県の取組との連携の必要性
  - 計画期間
    - ・目標を達成するために必要な適正な計画期間の設定

<計画の作成に係る重要事項等>

■基本的な考え方等

- 地域連携保全活動基本方針に基づき作成されるものであること
- 地域連携保全活動協議会（法第5条）を設置するなど、地域の多様な主体が参画する機会を設けることが望ましいこと
- 地域の自然的社会的状況に関する情報収集や調査の重要性
- 既存の各種計画等との整合性の確保
- 土地所有者や関係機関等との調整の必要性
- 計画の案の作成に関する提案（法第4条第4項・第5項）
  - ・具体的な提案とすることが望ましいこと

■計画の作成方法等

- 複数の市町村による計画の作成
- 自然公園法等の特例に該当する場合における手続き
- 計画の見直し
  - ・実施状況を踏まえた、柔軟な対応の必要性

等

(4) 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項（法第3条第2項第4号関係）

- 地域連携保全活動計画と農林漁業等に係る行政計画（農業振興地域整備計画等）との調和の必要性
- 地域連携保全活動を行う場合における、周辺地域での農林漁業活動への配慮
- 地域連携保全活動と農林漁業活動との共生の方向性

等

(5) (1)～(4)に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項（法第3条第2項第5号関係）

- 地域連携保全活動協議会の設置や運営に関する事項
- 地域連携保全活動支援センター（法第13条）に関する事項

等